

建設業関連団体の長 様

北海道建設部長

技能労働者の適正な賃金水準の確保について（要請）

建設産業における技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

このため、道では、平成25年度からの労務単価の引き上げに際し、「技能労働者への適正な水準の賃金の支払」や「法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導」などについて要請してきたところです。

この度、国が令和8年3月から適用する「公共工事設計労務単価」を改定したため、道としても同様に適用することとしたところです。

新労務単価については、令和7年3月から適用されている公共工事設計労務単価と比べ、全職種平均で上昇し、最近の労働市場の実勢価格を踏まえた継続的な引き上げとなっております。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、公共工事設計労務単価等の上昇を通じた更なる賃金の引上げや、安定的な人材確保・工事の品質確保のための適正利潤の確保につながるという好循環が継続されることが重要であり、それぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

これらの趣旨を踏まえ、貴団体におかれましては、会員企業に対し、次の措置を講じることにより、引き続き、適正な賃金水準を確保し、技能労働者の更なる処遇改善を図るよう周知をお願いいたします。

なお、国土交通省不動産・建設経済局長から建設業者団体の長に対し、別添1のとおり要請されていることを申し添えます。

記

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の基本理念にのっとり、技能労働者の確保・育成のためには技能労働者の賃金水準の引き上げを図ることが必要であり、さらに、建設業法改正により労働者の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払い等、労働者の適切な処遇確保措置を実施する努力義務が課せられたことや、令和7年12月に中央建設業審議会から勧告された「労務費に関する基準」を踏まえ、各建設業者は必要な対応を講じてください。

また、公共工事、民間工事のいずれについても、元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下請業者においても、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格で契約を締結し、技能労働者へ適正な賃金を支払うことを要請するなど、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な賃金が支払われるよう、最大限努めてください。

〔建設政策局建設管理課工事管理係〕
積算管理係